

掛川市告示第 106 号

災害対策基本法（昭和 37 年 9 月 21 日総理府令第 52 号）第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により、指定福祉避難所を次のように指定する。

令和 3 年 10 月 15 日

掛川市長 久保田 崇

- 1 (1) 名 称 22 世紀の丘公園「たまりーな」  
(2) 所 在 地 静岡県掛川市満水 1652  
(3) 受入対象者 要配慮者
- 2 (1) 名 称 静岡県総合教育センター「あすなろ」  
(2) 所 在 地 静岡県掛川市富部 456  
(3) 受入対象者 要配慮者